

京都府告示第707号

青少年の健全な育成に関する条例（昭和56年京都府条例第2号）第13条の2第1項の規定により、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定する。

平成24年12月11日

京都府知事 山田啓二

指定番号	種類	名称	発行所等
1	書籍	エクスタシー・愛のドラッグ	株式会社第三書館